

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年9月10日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇土地改良区（水力発電）事業に関する（申請（交付金）及び実施報告書まで全部（平成28年度～現在まで）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年9月21日、実施機関は、本件請求に係る公文書として、平成28年7月15日付け〇〇第14号平成28年度県単土地改良事業補助金交付申請書、平成28年12月16日付け〇〇第76号平成28年度県単土地改良事業補助金交付変更承認申請書、平成29年3月30日付け〇〇第78号平成28年度県単土地改良事業実績報告書及び平成29年10月4日付け〇〇第193号平成29年度県単土地改良事業補助金交付申請書を特定し、それぞれ別紙に掲げる非公開部分を条例第8条第1号又は第2号に該当するため非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年9月27日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年9月10日（同月14日受付）、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「枉法行為「改ざん行為を確認した為」」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「あるべき書類「補助金に対して、現場確認した書類及び写真、領

収書等の書類がない。小水力発電に係る申請書類の中で、契約書類申請書の中に〇〇、（株）〇〇と県と契約及び規約した書類がなく新たな申請が必要と思われるので、審査会で改ざん行為を認めさせた中で、公開を求める。」と記載されている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、公文書公開請求書では、本件請求を「〇〇土地改良区（水力発電）事業に関する申請（交付金）及び実施報告書まで全部（平成28年度～現在まで）」と記載している。

〇〇総合県民局農林水産部〇〇は、審査請求人が本件請求で公開請求した文書を、審査請求人が公開請求をした時に審査請求人から聞き取った内容から、土地改良区から〇〇総合県民局農林水産部〇〇に対して提出された、平成28年度県単土地改良事業補助金交付申請書、変更承認申請書及び実績報告書並びに平成29年度県単土地改良事業補助金交付申請書と特定した。

〇〇総合県民局農林水産部〇〇では、実績報告書等に対する審査は、徳島県耕地関係土木事業補助完了調査実施要領第3条に基づき、机上調査としており、審査請求人が主張する「現場確認した書類及び写真、領収書等」は存在しない。

当該補助金は、〇〇土地改良区から徳島県に補助金申請があり、徳島県から〇〇土地改良区に補助金の交付を行い、〇〇土地改良区と株式会社〇〇が契約し、実施していることから、審査請求人が主張する「〇〇（株）〇〇と県との契約及び規約した書類」は存在しない。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和2年3月4日	諮問
令和6年8月26日 第1部会（第14回）	審議
同年 9月24日 第1部会（第15回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案における審査の対象について

実施機関は、本件請求に係る公文書を、〇〇土地改良区から〇〇総合県民局農林水

産部〇〇に対して提出された、平成２８年度県単土地改良事業補助金交付申請書、変更承認申請書及び実績報告書並びに平成２９年度県単土地改良事業補助金交付申請書と特定して本件処分を行っている。

これに対し、審査請求人は、あるべき書類として、補助金に対して、現場確認した書類及び写真、領収書等の書類がない、小水力発電に係る申請書類の中で、契約書類申請書の中に〇〇、（株）〇〇と県と契約及び規約した書類がないと主張しており、公文書の特定については争いがなく、特定した公文書を構成する文書が不足していると主張しているものと認められるから、以下、審査請求人がその存在を主張する文書が存在するかについて検討することとする。

２ 補助金の手続について

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができ（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３２条の２）、徳島県が交付する補助金の交付申請、決定等については、徳島県補助金交付規則（昭和５８年徳島県規則第５３号。以下「規則」という。）によることとされている。

すなわち、補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書に知事が定める書類を添えて、知事に対し、その定める期日までに提出し（規則第３条）、知事は、補助金の交付の申請があったときは、申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をするものとされている（規則第４条第１項）。

そして、補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書に知事の定める書類を添えて、知事に報告しなければならないこととされ（規則第１１条）、知事は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合するかを調査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定するものとされている（規則第１２条）。

３ 補助金の実績報告書について

県単土地改良事業補助金においては、規則第１１条の知事の定める書類は、経費の配分及び事業計画の概要、事業成績書並びに収支精算書とされており（徳島県耕地関係事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第１０条第２項）、実施機関が公開した本件平成２８年度県単土地改良事業補助金実績報告書を当審査会で見分したところ、これらの書類は同実績報告書に添付されていたことが認められる。

また、県単土地改良事業補助金の規則第１２条の現地調査等については、工事の内容及び施行状況等が把握されており要綱第９条に規定する竣工検査が行われている事業（補助事業のうち１件３千万円以上の契約を保有する事業を除く。）にあっては、机上調査によることとされており（徳島県耕地関係土木事業補助完了調査実施要領第３条第１号）、本件請求に係る補助事業は同号の机上調査の要件を満たしているから、規則第１２条の現地調査等は現地調査ではなく机上調査によることとなる。

以上により、実施機関が公開した実績報告書に添付された書類には特段の不足はなく、現場確認した書類及び写真、領収書等が存在しないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

4 補助金の交付申請書について

本件補助金は、農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善及び農村地域の振興に資するため、市町村、土地改良区、徳島県土地改良事業団体連合会、農業協同組合、農業法人その他知事が適当と認める団体が行う農用地の改良、開発、保全、集団化、及び環境整備を目的とした事業等に要する経費に対し、県が予算の範囲内で市町村等に補助金を交付するものである（要綱第1条）。

すなわち、本件補助金の対象事業である農用地の改良、開発、保全、集団化、及び環境整備を目的とした事業は、補助事業者が実施するものであり、事業実施に際して必要な工事の請負契約も補助事業者が行い、本件補助金の対象事業を実施するため県が契約を行うことはない。

したがって、審査請求人が主張する〇〇、（株）〇〇と県との契約及び規約した書類を保有していないとする実施機関の説明に、特に不合理な点は認められない。

5 実施機関が非公開とした部分について

本件請求に係る公文書を当審査会において見分したところ、本件処分において実施機関が非公開とした部分は、いずれも条例第8条第1号又は第2号に掲げる非公開情報に該当するものと認められるから、これらの部分を非公開としたことについての実施機関の説明に、特に不合理な点は認められない。

6 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	

別紙

公文書の件名	非公開部分	公開しないこととした理由
平成28年7月15日付け 〇〇第14号平成28年度 県単土地改良事業補助金交付申請書	〇〇土地改良区理事長 の印影	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第8条第2号に該当）
平成28年12月16日付け 〇〇第76号平成28年度 県単土地改良事業補助金 交付変更承認申請書	〇〇土地改良区理事長 の印影	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第8条第2号に該当）
平成29年3月30日付け 〇〇第78号平成28年度 県単土地改良事業実績報告書	〇〇土地改良区理事長、 〇〇代表監事及び株式会社 〇〇代表取締役の印影	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第8条第2号に該当）
	検査員 〇〇土地改良 区理事の印影	個人の氏名その他の記述等により特定の個人が識別されるものであるため（条例第8条第1号に該当）
平成29年10月4日付け 〇〇第193号平成29年度 県単土地改良事業補助金 交付申請書	〇〇会長の印影	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第8条第2号に該当）